

# 紀中地域森林計画書

(紀中森林計画区)

計画期間 自 2021年(令和3年)4月1日  
至 2031年(令和13年)3月31日

(2021年(令和3年)12月変更)

和歌山県



## 紀中森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2022年（令和4年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

### 1 「第1計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：h a）

| 区 分                        | 面 積    | 備 考    |       |
|----------------------------|--------|--------|-------|
| 総 数                        | 82,182 | △31ha  |       |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 有田市    | 658    |       |
|                            | 御坊市    | 1,561  | △1ha  |
|                            | 湯浅町    | 719    |       |
|                            | 広川町    | 4,824  | △7ha  |
|                            | 有田川町   | 26,328 | △14ha |
|                            | 美浜町    | 591    |       |
|                            | 日高町    | 2,968  |       |
|                            | 由良町    | 1,942  |       |
|                            | 印南町    | 7,529  |       |
|                            | みなべ町   | 7,613  | △1ha  |
|                            | 日高川町   | 27,449 | △8ha  |

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す

- （注）
1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
  2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
  3. 森林計画図は和歌山県庁、有田振興局、日高振興局に備え付け閲覧に供する。

2 「第2-1-(2) 森林の整備及び保全の基本方針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

①木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な森林資源の供給を基本とし、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

(以下略)

3 「第3-1-(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。

なお、条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等の適確な更新に配慮したものとする。

このほか、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な伐採を行うこととする。

(以下略)

4 「第3-1-(2) 立木の標準伐期齢に関する指針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

(単位 林齢：年生)

| 地域     | 樹種 |     |    |     |        |        |
|--------|----|-----|----|-----|--------|--------|
|        | スギ | ヒノキ | マツ | クヌギ | その他針葉樹 | その他広葉樹 |
| 計画地域全域 | 35 | 40  | 35 | 15  | 50     | 20     |

(注)特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

5 「第3-2-(1) -ア 人工造林の対象樹種に関する指針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

この場合、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、その際、多様な森林の整備を図る観点から、この

ような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意すること。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

(以下略)

**6 「第3-2-(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」を次のとおり変更する。**

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の状況、天然更新に必要な前生稚樹の状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、主に天然力によって更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その基準は市町村森林整備計画において定められるものとする。

**7 「第3-3-(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する。**

(略)

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施等、効率的な施業の実施を図ることとする。

(以下略)

**8 「第3-3-(2) 保育の標準的な方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する。**

(略)

| 保育の種類 | 樹種  | 実施年齢・回数 |   |   |   |   |   |   |   |     |    |    |    |    |    |   |
|-------|-----|---------|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|----|----|----|----|---|
|       |     | 1年      | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 10  | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | ・ |
| 下刈り   | スギ  | 1回      | 1 | 1 | 1 | 1 |   | 1 |   |     |    |    |    |    |    |   |
|       | ヒノキ | 1回      | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   | 1 |     |    |    |    |    |    |   |
| 除伐    | スギ  |         |   |   |   |   |   |   |   | 1~2 |    |    |    |    |    |   |
|       | ヒノキ |         |   |   |   |   |   |   |   | 1~2 |    |    |    |    |    |   |
| 枝打ち   |     |         |   |   |   |   |   |   |   |     |    |    | 2  |    |    |   |

(注) 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこと

(以下略)

**9 「第3-4-(2) -ア 区域の設定の基準 及び イ 施業の方法に関する指針」の一部を次のとおり変更する。**

**ア 区域の設定の基準**

第2の1(2)に記載した「木材等生産機能」を有する森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域」とし、気候、地形、土壌等の自然

的條件、森林の資源状況、林道等の路網整備状況等、地域の実情や森林の一体性等も踏まえ区域を設定するものとする。このとき、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近いなど、特に効率的な施業が可能な条件にある森林においては、「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて設定することとする。

(以下略)

#### イ 施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第3で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する基本的事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(以下略)

### 10 「第3-5-(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方」の一部を次のとおり変更する。

(略)

林道等路網の整備に当たっては、環境負荷の低減に配慮し、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、大量輸送などへの対応の視点も踏まえて効果的かつ効率的な路網整備を推進することとする。

(以下略)

### 11 「第3-5-(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」の一部を次のとおり変更する。

(略)

| 区分                  | 作業システム        | 路網密度 (m / ha) |       |
|---------------------|---------------|---------------|-------|
|                     |               |               | 基幹路網  |
| 緩傾斜地<br>(0° ~ 15°)  | 車両系<br>作業システム | 110m以上        | 40m以上 |
| 中傾斜地<br>(15° ~ 30°) | 車両系<br>作業システム | 85m以上         | 35m以上 |
|                     | 架線系<br>作業システム | 25m以上         | 20m以上 |
| 急傾斜地<br>(30° ~ 35°) | 車両系<br>作業システム | 60m以上         | 25m以上 |
|                     | 架線系<br>作業システム | 20m以上         | 15m以上 |
| 急峻地<br>(35° ~ )     | 架線系<br>作業システム | 10m以上         | 10m以上 |

**12 「第3-5-(4)更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法」を「第3-5-(4)林産物の搬出方法等」に改め、次のとおり変更する。**

**ア 林産物の搬出方法**

林産物の搬出方法については、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な林産物の集材・搬出等を行うこととする。

**イ (略) ※元のアをイに繰下げ**

**13 「第3-6-(3)林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」を次のとおり変更する。**

都市部への林業の魅力発信や、わかやま林業労働力確保支援センターの無料職業紹介機能を活用した求人・求職マッチングの促進により、新規就業者の確保を図る。

また、県農林大学校林業研修部において、新規就業者を対象に、優れた経営感覚と実践的な技術や知識を有する人材を育成するとともに、既就業者を対象に、高度な技能・知識を有し、林業の中核を担う人材を育成する。

事業体の経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理や生産性の向上など、事業の合理化を進めるとともに、雇用管理の改善や経営の合理化、社会保険への加入促進などを通じ、安定した雇用が実現できる林業事業体の育成に努める。

さらに農山村地域における定住環境の整備や、特用林産物など多様な森林資源を活かした幅広い林業所得の向上等により、UIJターン者をはじめとする林業就業に意欲を有する者が新規参入しやすい体制を確立するものとするものとする。

**14 「第4-1-(1)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」の一部を次のとおり変更する。**

(略)

なお、土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等を勘案して実施地区の選定を十分検討し、森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な措置を講ずるものとし、特に太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許認可基準の適切な運用はもとより、地域住民の理解にも配慮することとする。

**15 「第4-2-(3)治山事業の実施に関する方針」を次のとおり変更する。**

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生の恐れが高まっていることや山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地に起因する災害の防止のため、事前防災・減災の考え方に立ち、森林整備や海岸防災林の整備・保全や溪間工、山腹工等の治山施設を計画的に整備することとする。

なお、整備にあたっては、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上

や流木対策に配慮した施業を実施するとともに、施設等の整備については現地発生材の積極的な活用等、環境負荷の低減に配慮することとする。

16 「第6-3 人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更する。

| 区 分       | 人工造林  | 天然更新         |
|-----------|-------|--------------|
| 総 数       | 3,560 | 490<br>(870) |
| 前半5カ年の計画量 | 1,424 | 196<br>(348) |

2段書きの( )内は変更前、裸書きは変更後

17 「第6-4 林道の開設又は拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更する。

(単位 延長：m 面積：ha)

| 開設<br>／<br>拡張 | 種類   | 区分 | 位置<br>(市町村) | 路線名   | 延長<br>及び<br>箇所数 | 利用<br>区域<br>面積 | うち<br>前半<br>5年分 | 対図<br>番号 | 備考 |
|---------------|------|----|-------------|-------|-----------------|----------------|-----------------|----------|----|
| (略)           |      |    |             |       |                 |                |                 |          |    |
| 開設            | 自動車道 |    | 日高川町        | 樅ノ木   | 4,000           | 539<br>(533)   | ○               | 35       | 変更 |
|               |      |    | 計           | 15 路線 | 33,100          |                |                 |          |    |
|               |      |    | 合計          | 31 路線 | 96,447          |                |                 |          |    |

2段書きの( )内は変更前、裸書きは変更後

(単位 延長：m 面積：ha)

| 開設<br>／<br>拡張 | 種類 | 区分 | 位置<br>(市町村) | 路線名              | 延長<br>及び<br>箇所数    | 利用<br>区域<br>面積 | うち<br>前半<br>5年分 | 対図<br>番号 | 備考         |
|---------------|----|----|-------------|------------------|--------------------|----------------|-----------------|----------|------------|
| (略)           |    |    |             |                  |                    |                |                 |          |            |
| 拡張            | 改良 |    | 日高川町        | 天照大師             | 6m<br>1箇所          | 33             | ○               | 49       | 新規<br>橋梁修繕 |
| 〃             | 舗装 |    | 〃           | 前田伊藤             | 1,760              | 126            | ○               | 50       | 新規         |
| 〃             | 〃  |    | 〃           | 川合湯ノ<br>又        | 2,500              | 1,554          | ○               | 51       | 新規         |
|               |    |    | 計           | 12 路線<br>(9 路線)  | 32,983<br>(28,717) |                |                 |          |            |
|               |    |    | 合計          | 15 路線<br>(12 路線) | 43,593<br>(39,327) |                |                 |          |            |

2段書きの( )内は変更前、裸書きは変更後

注 その他の開設、拡張計画については、令和3年1月12日公表の地域森林計画のとおり。